

10 一般介護予防事業

(1) 一般介護予防事業の概要について

総合事業の実施に伴い、現行の二次予防事業（生活機能の低下の恐れのある高齢者に運動器の機能向上プログラム等を提供する事業）と一次予防事業（全ての高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援等を行う事業）を一般介護予防事業へ再編し、地域の実情に応じた効率的・効果的な介護予防の取組を推進します。

ア 目的

介護予防は、高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として実施するものであり、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものとされております。

そのため、一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としております。

イ 対象者

一般介護予防事業は、全ての65歳以上の高齢者を対象としておりますが、運動制限を受けている方は利用できないなど、事業の内容や個別の状況により利用できない場合がありますので、御留意ください。

ウ 構成

一般介護予防事業は、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の5事業により構成されており、本市ではそれぞれ次のとおり取組を進めていきます。

(ア) 介護予防把握事業

地域包括支援センターによる訪問活動や高齢者の見守りに関する事業を活用するなど、支援を要する高齢者（特に「閉じこもり」や「うつ」等、社会との接点が少ない方など）を把握し、介護予防活動につなげる取組を

検討していきます。

(イ) 介護予防普及啓発事業，地域介護予防活動支援事業

a 地域での介護予防活動の拡充

地域介護予防推進センターにより，これまで以上に自主グループ育成をはじめとする「地域介護予防活動支援事業」に重点的に取り組んでいきます。

また，基本チェックリストで「閉じこもり」「認知症」「うつ」に該当する高齢者に対し，社会参加を促し，社会との接点を創出・維持していくために介護予防の観点からどのようなアプローチができるか検討を進めます。

b 地域での介護予防活動の基盤の充実

「高齢者の居場所」については，身近な地域での多様な担い手により設置が進められており，孤立化や閉じこもり等の防止はもとより，通所型サービスを補完する役割も期待できるため，引き続き質的・量的充実を図り，参加者や通いの場の拡大を進めます。

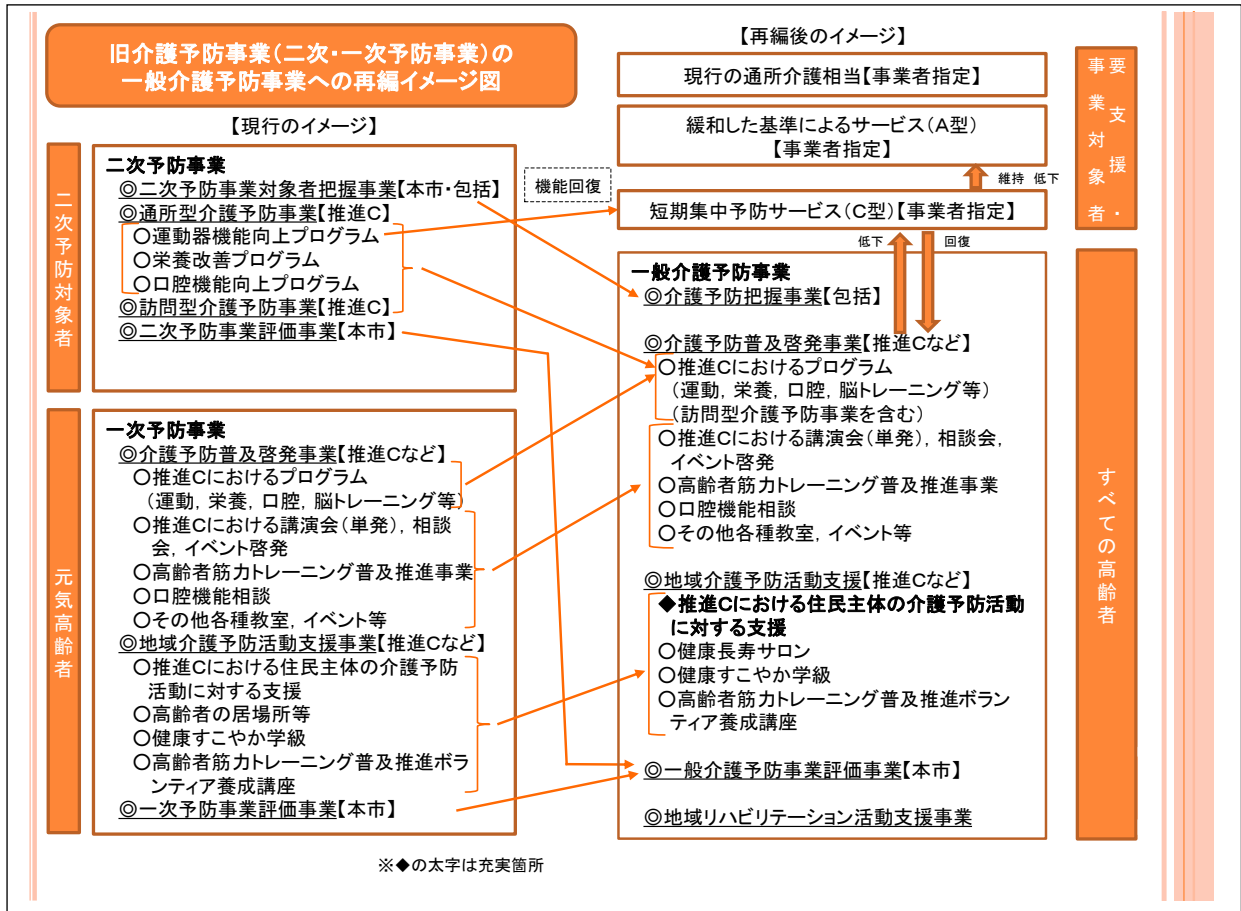
(ウ) 一般介護予防事業評価事業

体操などを行う住民運営の通いの場の実施状況や介護予防に関するボランティアの育成の状況等について情報収集・整理し，関係者間で情報共有・協議するなど，一般介護予防事業を含む総合事業の評価を行い，今後の総合事業の推進に活用していきます。

(エ) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組の機能強化に向け，リハビリテーション専門職が地域課題の協議の場に参画することや，自主グループの育成・活性化のために助言することなどについて，今後，関係団体との協議などを通じて，具体的な事業内容について検討を進めていきます。

＜一般介護予防事業への再編イメージ＞



(2) 一般介護予防事業への再編に伴う留意事項について

これまで実施してきた二次予防事業と一次予防事業を一般介護予防事業へ再編することに伴い、下記の事業の取扱いについて、留意してください。

なお、下記以外で実施している介護予防事業については、平成29年度以降も引き続き実施する予定です。

ア 二次予防事業対象者把握事業

本市において、これまで要介護・要支援認定を受けておられない65歳以上の方に毎年、実施している、『介護予防のための「基本チェックリスト」』を「送付・回収・判定」する事業については、平成28年度末までの取扱いとする予定です。

また、二次予防事業利用希望者に対して二次予防事業のサービス利用の適否を判断するために必要に応じて実施している介護予防検査についても、平成28年度末までの取扱いとする予定です。

なお、『介護予防のための「基本チェックリスト」』の「送付・回収・判定」のほか、地域包括支援センターにおいても関係機関、家族、地域住民等からの情報提供や訪問活動により二次予防事業対象者の把握を行っていますが、関係機関、家族、地域住民等からの情報提供による把握については、引き続

き支援を要する高齢者の把握として実施してください。

イ 二次予防事業

地域介護予防推進センターで実施している二次予防事業における通所型の介護予防プログラム（運動器の機能向上，栄養改善，口腔機能向上）については，平成28年度末までの取扱いとする予定です。

ただし，これまでから地域介護予防推進センターで一次予防事業として実施している運動器の機能向上等に関する介護予防のための教室等については，引き続き実施します。

また，二次予防事業における訪問型の介護予防プログラムの取扱いについては，次の（3）ア（イ）のとおりとする予定です。

ウ 二次予防事業対象者ケアプラン（はんなりプラン）

これまで地域包括支援センターにおいて二次予防事業利用希望者に対して作成している二次予防事業対象者ケアプラン（はんなりプラン）については，平成28年度末までの取扱いとする予定です。

ただし，短期集中運動型デイサービスの終了者など，介護予防支援や介護予防ケアマネジメントを実施される方で，一般介護予防事業の利用が必要な方については，介護予防支援や介護予防ケアマネジメントに位置付けてください。

（3）地域介護予防推進センターについて

地域介護予防推進センターは，高齢者の皆様が，介護を必要とせずになんとかでも元気に暮らせるよう，地域における介護予防の拠点として，京都市が，市内12箇所で委託運営している機関です。

地域介護予防推進センターでは，一般介護予防事業の実施に当たり，次のとおり取り組んでいく予定です。

ア 重点的に取り組んでいく内容について

（ア）介護予防に資する自主グループへの支援の充実

介護予防に資する活動を行っている自主グループに対してより支援や協力を行っていただけるよう，取り組んでいく予定です。

また，リハビリテーション専門職による自主グループへの相談や指導等の実施や，自主グループを立ち上げる際に，必要となる会場費に対する支援（1グループにつき年2回を限度）について，取り組んでいく予定です。

（イ）訪問型介護予防事業の継続実施

これまで二次予防事業として実施している訪問による介護予防プログ

ラム（訪問型介護予防事業）については、「閉じこもり」「認知症」「うつ」の恐れがある方へ支援していくための方策の一つとして、引き続き実施していく予定です。

なお、今後の訪問型介護予防事業の対象者は、地域包括支援センターにおいて支援を要する高齢者であると把握している方のうち、閉じこもり、認知症又はうつの症状が疑われるような方であって、地域介護予防推進センターの職員が訪問指導等を行うことにより、地域介護予防推進センター等で実施している介護予防教室や地域で実施される集いの場等に通えるようになる可能性があるかと判断される方（電話等により事前に本人から訪問の同意を得ていること。）とする予定です。

（ウ）運動器の機能向上プログラムにおける要配慮者に対する支援

運動器の機能向上の介護予防教室の利用を希望される方で、一定の配慮が必要な方に対して、現行の二次予防事業の運動器の機能向上プログラム（通所型）と同等の内容（１クール：１週間に付き概ね１回で、３箇月実施（全１２回））を実施していく予定です。

ただし、要配慮者としての利用は、１クールに限る予定です。

対象者は次のような方を想定しています。

【対象者（案）】

次のいずれかに該当する者

（ア）ケアプラン又は介護予防ケアマネジメントにおいて一般介護予防事業の運動器の機能向上プログラムの利用が位置付けられている方等（短期集中運動型デイサービスの終了者等の事業対象者等）（※）

※ 地域包括支援センターにおいて、基本チェックリストを実施し、運動器の機能低下により事業対象者になり得る方で、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出しない方も含む。

（イ）次のいずれかに該当する方のうち、地域包括支援センターに相談し、一定の配慮が必要な運動器の機能向上プログラムの適用が望ましいと判断された方（経過措置）

①平成２８年度に実施した基本チェックリストの結果、「生活機能の低下あり」と判定された方であつ平成２８年度中に二次予防事業を利用されていない方

②平成２９年３月現在、二次予防事業を利用している方

イ その他の内容

二次予防事業の通所型の介護予防プログラムについては、平成２８年度ま

での取扱いとする予定です。

それ以外の内容（介護予防に関する教室，講演会，地域活動に対する支援等）については，引き続き実施する予定です。

（４）平成２８年度末に向けた当面の介護予防事業に関する取扱等について

二次予防事業は平成２８年度までの取扱いとする予定ですが，介護予防のための「基本チェックリスト」の結果通知は，平成２９年３月２９日まで行う予定であることから，地域包括支援センターにおいて次のとおり取り扱って下さい。

ア 平成２８年度内に開始する二次予防事業（通所型）が利用できる場合

平成２８年度中については，これまでと同様に対応して下さい。

ただし，平成２９年度以降も利用を検討されている方については，二次予防事業は平成２９年３月末までの取扱いであることを説明し，下記イと同様に対応して下さい。

イ 平成２８年度内に開始する二次予防事業（通所型）が利用できない場合

（ア）運動器の機能向上プログラムが必要と判断された場合

① 平成２９年４月以降，総合事業の実施により，短期集中運動型デイサービス等を利用できる場合がありますので，利用希望者の状態等や希望等を踏まえ，必要な場合は総合事業（指定事業者制度のサービスの利用）の手続きにつないでください。

② 上記①において，総合事業のサービスを希望されない場合は，地域介護予防推進センターと調整のうえ，同センターで実施している現行の一次予防事業相当のプログラムに案内して下さい（「はんなりプラン」の作成は不要ですが，必要に応じて情報提供等をしてください。）。

また，前記（３）ア（ウ）のとおり，要配慮者に対する支援として，現行の二次予防事業の運動器の機能向上プログラム（通所型）と同等の内容を実施していく予定です。

（イ）栄養改善又は口腔機能の向上のプログラムが必要と判断された場合

① 平成２９年４月以降，総合事業の実施により，総合事業のサービスを利用できる場合がありますので，利用希望者の状態等や希望等を踏まえ，必要な場合は総合事業（指定事業者制度のサービス利用）の手続きにつないでください。

② 上記①において，総合事業のサービスを希望されない場合は，地域介護予防推進センターと調整のうえ，同センターで実施している現行の一次予防事業相当のプログラムに案内して下さい（「はんなりプラン」

の作成は不要ですが、必要に応じて情報提供等をしてください。))。

ウ 介護予防検査について

二次予防事業の利用のために介護予防検査の受診が必要な方に対しては、平成29年3月末までに受診するよう周知してください。

(参考) 地域介護予防推進センターの一覧

センター名	所在地	担当地域	電話番号
北 区 地 域 介 護 予 防 推進センター	北区鷹峯土天井町 54	北区	494-0323
上京区地域介護予防推進 センター	上京区小川通今出川下る西入 東今町 375	上京区	417-4707
左京区地域介護予防推進 センター	左京区下鴨上川原町 62	左京区	706-6499
中京区地域介護予防推進 センター	中京区聚楽廻西町 186	中京区	801-0389
東山区地域介護予防推進 センター	東山区本町 15 丁目 794	東山区	551-2448
山科区地域介護予防推進 センター	山科区竹鼻四丁野町 19 - 4	山科区	583-6205
下京区地域介護予防推進 センター	下京区油小路通下魚棚下る 油小路町 288 井筒堀川ビル 1 階	下京区	361-1060
南 区 地 域 介 護 予 防 推進センター	南区唐橋羅城門町 30 京都メディックスビル 3 階	南区	693-6135
右京区地域介護予防推進 センター	右京区梅津尻溝町 66 - 1	右京区	864-1084
西京区地域介護予防推進 センター	西京区山田平尾町 46	西京区	392-7874
伏 見 地 域 介 護 予 防 推進センター	伏見区大宮町 552 OJI コート 101 号室	伏見区 (本所管内)	612-8156
深 草 ・ 醍 醐 地 域 介 護 予防推進センター	伏見区深草西浦町 5 丁目 15	伏見区 (深草・醍醐支所管内)	641-2543

11 その他

(1) 総合事業に係るスケジュール【予定】

平成29年

2月下旬 第2回事業者説明会（報酬の請求方法等）

4月 総合事業開始※

※ 現在、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスを受けている利用者は、原則として、4月以降の認定更新時等に、順次、総合事業のサービスに移行します。

(2) 質問について

本説明会及び総合事業に関する質問については、FAX又はEメールにて、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課にお送りください。

事業者間での情報共有のため、いただいた質問内容と回答は、Q&Aとして本市ホームページに掲載いたします。

質問票送付先

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

FAX : 075-251-1114

Eメール : cyoujyu@city.kyoto.lg.jp